

令和7年7月31 日

国立大学法人電気通信大学 学長

田野 俊一 殿

国立大学法人電気通信大学 調査委員会

本学における東京都の「大学研究者による事業提案制度」に関する調査報告書

東京都の「大学研究者による事業提案制度」に関して、令和7年3月 28 日付けで外部から「令和4・5年度に本学関係者が投票呼びかけを行ったとの情報がある」との指摘があり、呼びかけ行為が行われていたことが確認された。これを受け、同年5月8日、本学に「調査委員会」を設置し、本件の事実関係の確認とその原因分析等について調査を実施したので、下記のとおり調査結果を報告する。

記

I. はじめに

1. 調査対象
2. 調査の方法や内容
3. 調査体制(調査委員会)

II. 事実経過及び調査結果

1. 本提案制度に対する本学の対応
2. 令和4年度に本提案制度へ申請をした経緯等
3. 本件提案者に対する調査結果
4. 各部局の関係者に対する調査結果
5. 執行部関係者に対する調査結果
6. その他調査結果(令和5年度における都民投票について)

III. 原因分析

1. 本件提案者について
2. 各部局の関係者について
3. 執行部関係者について

IV. 責任の所在と評価

1. 本件提案者について
2. 各部局の関係者について

3. 執行部関係者について

4. その他

V. 調査を通じて考える再発防止の在り方

本文

I. はじめに

1. 調査対象

東京都は、大学研究者から、研究成果・研究課題等を踏まえた事業提案を募集し、研究者・大学と連携・協働して事業を創出する制度「大学研究者による事業提案制度」(以下、「本提案制度」という。)を平成30年度以降実施している。本提案制度では、有識者等による審査及び都民による投票を実施し、これらを踏まえ、予算案に反映することとしている。

本調査は、本学の推薦を受けて令和4年度に本学の研究者(以下「本件提案者」)が本提案制度に提案したもの(以下、「本件事業」という。)に対する呼びかけ行為を主な対象としつつ、令和5年度についても対象とした。

本提案制度に関しては、「大学研究者による事業提案制度実施要綱」(以下、「本提案制度の実施要綱」という。)が定められているほか、具体的な応募方法等の詳細については「大学研究者による事業提案制度募集要項」(以下、「本提案制度の募集要項」という。)に記載がなされている。

なお、本提案制度の実施要綱においては、令和4年度から、「提案者は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案者であることを公表することはできない。投票対象事業の提案者は、投票者に対し、自らが提案した事業に投票するよう呼びかけることはできない。」との規定が新たに盛り込まれ、令和7年度からは、提案者が所属する大学に所属する者についても呼びかけ行為等が禁止された(参考資料参照)。

2. 調査の方法や内容

本調査は、広く当時の資料を収集・分析したことに加え、本件提案者に対して書面調査及びヒアリングを実施した。また、当時の役員 A 学長、B 理事(研究・産学官連携戦略担当)のほか、当時の担当部局等の関係者に対してヒアリングを実施し、その他関係者に対しても書面調査を行い、本事業に応募した経緯から、投票の呼びかけに至った事実関係とその経緯等を調査した。以下、Ⅱ～Ⅳにおける役職・部署名は、特段の記載がない場合には、調査対象事案当時のものを指す。

3. 調査体制(調査委員会)

(主査)理事(総務・財務戦略担当)大月光康

総務部長 大藪 敏晶

学術国際部長 高橋 稔

総務企画課長 福島 俊輔

人事労務課長 小林 律明

経理調達課長 片伊木 徹

研究推進課長 川上 幸広

Ⅱ. 事実経過及び調査結果

1. 本提案制度に対する本学の対応

東京都が平成 30 年度に本提案制度を新設した際には、当時の学長等に対して案内があり、学長からの指示により、学術国際部の研究推進課から本学に所属する教員に対して、本提案制度について周知がされていた。それ以来、東京都との連絡担当である総務部の総務企画課と研究推進課が連携して、学内に対して周知連絡をしていた。

2. 令和4年度に本提案制度へ申請をした経緯等

本件提案者の本提案制度への具体的な関わりは、令和元年度に本学の A 教授(現学長)が提案・採択された別の事業「AI と IoT により認知症高齢者問題を多面的に解決する東京アプローチの確立」(以下、「BPSD」という。)に、チームリーダーとして参画したときに始まった。

本件提案者が本件事業を令和4年度に申請するにあたっては、令和4年3月 29 日に開催された「東京都との定例懇談会」で A 学長が i-パワーエネルギー・システム研究センター(以下、「i-PERC」という。)の事業等を紹介した後、検討が始まり、同年5月 10 日に開催された会議において、A 学長、B 理事、C 理事など関係役職員が出席の下、i-PERC のセンター長である本件提案者が本提案制度に本件事業を応募するならば、本学はこれを推薦するとの方針が決定され、申請準備を本格的に開始し、申請に至った。

なお、本件提案者は東京都主催の本提案制度に係る説明会(4月 22 日に開催された回)への出席を申し込んでいたが、その日は同月 25 日に予定されていた行事の最終調整に責任者の一人として現地対応を行っていたため、当該説明会には出席できなかった。

本件提案者は令和4年度の本提案制度に6月 17 日に本件事業の提案企画書を送付・申請した結果、40 件の提案のうち都民投票の対象となる 10 件の中に本件事業も含まれ(投票期間は8月 12 日～8月 29 日)、他大学の研究者が提案する他の4事業とともに9月 6 日に選定され、11月 15 日にそのことが公表された。

3. 本件提案者に対する調査結果

(1) 呼びかけ行為の具体的経緯について

令和4年8月3日に本件提案者宛に東京都財務局から電話があり、その打合せにおいて、都民投票に進むことを前提とした、公表資料の確認があった。これを受け、翌8月4日に A 学長ら大学執行部に報告した際、「多数の得票を得ることが重要である」との趣旨の発言があったと本件提案者は記憶している。

本件提案者は、同年8月 10 日付の東京都財務局から「都民投票対象事業一覧については、12 日(金)に公表する予定です。公表に当たっては、公平・公正性の観点から、大学名や研究者名については伏せた形で都民投票を行います。つきましては、各大学に置かれましても、対外的な公表は行わないようにお願いします。」とのメールを本学の担当係長とともに受け取ったが、メールに記載されていた「対外的な公表は行わない」との趣旨については、「大学ホームページへの掲載」や「公式 SNS を用いた情報発信」といった不特定多数への発信を指すものと理解し、これらの行為は控えるべきであると解釈した。

令和4年度に本提案制度の実施要綱が改正され、「提案者による呼びかけ」を明確に禁止する規定が新たに追加されていたが、本件提案者はこの追加規定を把握していなかった。本件提案者は、本件事業の申請に当たり、提案事業の応募方法・選定方法・提案事業の実施等が詳細に記載されている本提案制度の募集要項は確認して手続きを行っていたものの、本提案制度の実施要綱の確認は行っていなかった。

本件提案者は、東京都財務局からの8月 10 日付の上記メールへの返信において、「公表不可の件、承知しました。厳に注意いたします。(個人的に知人に投票を呼びかけるレベルは許容されますでしょうか、、、)」との返信をしていたものの、「提案者による呼びかけ」が改正後の本提案制度の実施要綱における禁止行為と認識していなかったことから、東京都財務局からの回答を待つことなく、同日付で本学の共同研究者4名、他大学・企業の連携関係者6名のほか、本学の共同研究者を通じて連携企業3社に都民投票に進む旨を連絡し、その際、個人的な呼びかけと受け取れる文言も付記されていた。なお、上記返信に対する東京都財務局からの回答はなされていない。

(2) 学内及び本学同窓会への呼びかけ行為について

① 学内への呼びかけの経緯

本件提案者は、令和4年8月17日にA学長及びB理事と相談した結果、自身が務めていたi-PERCセンター長名義で全学へメールにより、都民投票への参加依頼を発信することとなり、翌18日に本件提案者が、研究推進課D係長に当該メールの送信を依頼し、同日に発信された。

② 本学同窓会への呼びかけの経緯

同時に、本件提案者は、令和4年8月18日に本学同窓会の会長に対して投票の呼びかけを口頭で行っていた。

4. 各部署の関係者に対する調査結果

(1) 学術国際部関係者に対する調査結果

事業を担当する研究推進課の関係職員は、本提案制度の実施要綱を事前に確認しておらず、令和4年度から提案者による呼びかけが禁止されていたことを把握していなかった。

研究推進課D係長は、令和4年8月18日、本件提案者からのメールによる依頼に基づき、「i-パワードエネルギー・システム研究センター センター長《本件提案者氏名記載》」名義で、件名「【投票のお願い-1】No.8 都会型太陽電池」というメール(以下、「8月18日付けメール」という。)を全教職員宛に送信している。

上記のとおり、令和4年8月10日に東京都財務局から都民投票を実施するメールが本件提案者とD係長宛に送信されており、「各大学におかれましても、対外的な公表は行わないようにお願いします。」と記載されていたにも関わらず、D係長は全学宛てに投票の呼びかけをするメールを送信していた。これについてD係長は、学内向けのメールであり、対外的な公表に該当しないと解釈し、またA学長やB理事も了解している案件と聞いていたことから、メール送信について問題があるとは感じなかった。

学術国際部では、同月15日、当時のB理事から、強制的にならないように本事業の投票呼びかけの案内をするようE学術国際部長に対して依頼があり、部長より3課(研究推進課、学術情報課、国際課)に対して投票呼びかけの案内があった。

各課長は任意の依頼であったと受け止めており、課内での定例打合せで、他の案件とともに8月18日付けメールを紹介した課のほか、行っていないと認定できる課もあった。

(2) 総務部関係者に対する調査結果

F総務企画課長は、本事業の申請(6月17日締切)までは対応を行っていたが、その後の対応は研究推進課に移った。また、特定の者から、自身や課員の投票に対する働きかけを受けたり、8月18日付けメールを受信した際に、自身の判断で課員等に呼びかけた記憶もなかった。

なお、同年8月12日、東京都から「大学との定例懇談会」の各大学担当者宛に、「大学研究者による事業提案制度」に係る都民投票の学内周知について協力依頼(周知用ポスター掲示等)があった際、総務企画課では学長、各理事、各部長に共有するとともに、学内へのポスター掲示を行っている。

G財務課・経理調達課長は、A学長より投票の推奨があった際、強制ではなく任意と受け止めていたが、投票は個人の自由であることを前提に、課員に対して周知を行っていた。なお、本提案制度の実施要綱については、担当課等において適切に対応がなされているとの認識から、その具体的内容の確認等を行っていなかった。

(3) 研究戦略統括室関係者に対する調査結果

本提案制度に係る説明会(令和4年4月20日に開催された回)には、当時研究戦略統括室に所属していたH特定准教授が情報収集活動の一環として参加していた。H特定准教授は、制度全般の概要把握を目的としていたが、本提案制度の実施要綱の改正点についての説明を聴取した記憶はなく、また、当時担当していた教員が本提案制度への申請はしないこととなったことから、説明会の内容について学内関係者に共有するには至らなかった。さらに、センター長(本件提案者)名で学内に8月18日付けで送付されたメールは数ある周知メールの一つであり、特段認識せず対応を取らなかった。なお、当時の概

要説明資料には、令和4年度の本提案制度の実施要綱の改正内容に係る記載はなかった。

5. 執行部関係者に対する調査結果

(1) A 学長に対する調査結果

① 本件に関わった経緯

令和4年8月4日に A 学長は、本件提案者よりメールにて書類選考を通過して都民投票に進むようになった旨の内々の報告を受け、同月 10 日に個人的な呼びかけが重要であると、投票に向けて本件提案者に対して助言と指導を行っている。

A 学長は、学長就任以前の令和元年度の本提案制度に一研究者として採択され、BPSD を実施した経験を有し、責任者はあくまで提案者である研究者個人であることから、大学は推薦だけを行うと理解しており、令和4年度の本件提案者の呼びかけにあたっては、BPSD のときの経験から、本人に対してアドバイスを 행っていた。

② 本提案制度の実施要綱に対する認識

A 学長は、本提案制度の趣旨から、大学が HP や公式 SNS などを用いて対外的に公開してはいけないと理解していた一方、提案者から共同研究者への情報共有はむしろ必要であると考えていた。

令和4年度に本提案制度の実施要綱が改正されて提案者による呼びかけが禁止となったことについては把握していなかった。把握していたならば、そのようなことは止めるように指示したと説明している。

③ 呼びかけに対する関与

学内の重要事項について協議・情報共有する役員打ち合わせにおいては、投票期間中は投票について話題にしておらず、投票が終わった後にその旨を話題にした。一方で、個人的に親しい者宛てに9通の呼びかけメールを送付したほか、当該事業の賛同者と考えていた学内の理事等 11 人に、草の根的な活動を意図として投票を推奨していた。

(2) 関係理事等に対する調査結果

○B 理事について

B 理事は、令和4年8月 15 日に、E 学術国際部長に対して、同部長配下の課長等に強制的にならないように本学の事業への投票呼びかけの案内をするよう依頼した。また、令和4年8月 26 日には、A 学長より、投票を推奨された際に、B 理事は、I 特任教授に、日頃から深い付き合いのある産学の協議会の関係者2名に本学の事業への投票呼びかけの案内を依頼していた。

○C 理事について

C 理事は、令和4年8月 26 日に、A 学長より、投票を推奨された際に、学内外の関係者に対して既に呼びかけを行った旨を伝えていた。

6. その他調査結果(令和5年度における都民投票について)

令和5年7月 26 日、東京都より J 教授の提案事業が都民投票に進んだ旨のメール連絡があり、「公表に当たっては、公平・公正性の観点から、大学名や研究者名について伏せた形で都民投票を実施いたします。つきましては、各大学・研究者さまにおかれましても、対外的な公表は行わないよう、お願いいたします。」との記載があった。

同月 31 日、I 特任教授が B 理事へ学内教職員向けの都民投票開始の案内について確認を行った後、I 特任教授より研究推進課 K 係長へ学内の教職員へのメール送信を依頼した。同日、K 係長より「人工知能先端研究センター センター長 L」名義で、大学提案事業名を明示した上、学内教職員へ周知メールを送信した。I 特任教授は、J 教授の申請にあたり、本提案制度の実施要綱等も確認していたが、大学が推薦を行う以上、大学内部等への情報提供は公表に当たらないと理解していた。

M 理事が同窓会関係者に対し、8月7日に当該事業へ投票を呼びかけていた。その後、8月 18 日、東京都より本学担当係長宛に、「貴学 OB が Facebook で大学名・事業名を記載し投票を呼びかけている投稿が確認された。」旨の指摘があった。本学では、不特定多数への

呼びかけは不適當であると考え、I 特任教授が同日中に投稿者への削除を依頼し、当該投稿はその日のうちに削除された。なお、当該提案事業は都民投票の結果(投票期間は7月28日～8月28日)、不採択となった。

Ⅲ. 原因分析

1. 本件提案者について

(1) 呼びかけ行為の認識と省察

本件提案者は「公表不可とは大学や企業が HP や公式 SNS などを用いて不特定多数に対外的に公開することを指すと理解しており、個人的な呼びかけ行為はその対象外であると認識していた。執行部から「多数の得票を得ることが重要である」との趣旨の発言があったほか、過去に東京都の事業を実施した知見を有し、一緒に準備を進めた学内関係者からも特段の指摘を受けなかったこともあり、本提案制度の実施要綱や、東京都からの連絡の趣旨について十分な確認を行わず、解釈の正否を検証する努力が不足していたと反省している。」と述べている。

(2) 企業への連絡と呼びかけの趣旨等

本件提案者は、採択された場合に備え、例年9月以降に行われる各社内の稟議手続(次年度のリソース計画や予算編成等)を円滑に進めていただく必要があることから、東京都へ提出していた提案企画書に記載されていた連携企業4社に対する都民投票に進む旨の連絡については、協働体制を構築するうえで不可欠な情報提供であると認識していた。また、企画提案書に記載された企業の本件関係者はほとんどが都外の拠点で活動していたが東京都ホームページ等で事業情報を把握し、独自に对外発信する可能性を否めなかったため、それを抑止することも目的の一つとして、東京都からの注意喚起を共有したという要素もあった。しかしながら、企業への連絡に際して本件提案者が作成したメール文面には、「口頭など草の根にて呼びかけは可能かと思います」といった文言も含まれており、形式上は提案者個人による呼びかけと受け取られる内容であった。この点について本件提案者は、個人的な呼びかけの形式となっていたことは否定しなかった。

2. 各部署の関係者について

(1) 学術国際部関係

研究推進課において、研究者の事業申請に当たっては、研究者から依頼があれば、必要に応じて理事等に確認を取りつつ、支援を行っており、今回の事案においても、同様の認識の下、対応しており、積極的な支援や確認等はなされていなかった。

同課内では情報共有を図りながらも、本件事業は、担当係長が実質一人でフォローしていた。担当者レベルでは、事業が採択され、契約業務が始まってからが自身の本務であると考え、本提案制度の実施要綱等を確認することはしておらず、また、担当課や担当部としてのチェック体制は適切に機能する状況になかった。このような状況で、重要なことは総務部が行うという意識が一部の職員にあることが、組織としてのチェック機能不全につながったことは否定できない。

(2) 総務部関係

本提案制度に係る一般的な東京都とのやり取りや周知活動については、従来より総務企画課で行っていた。さらに、今回の事案では i-PERC が主体的にサポートする方針が決定される中で、事業を提案するまでは本学関係者内の連絡・調整を総務企画課が担当した。部としての業務における瑕疵は認められないが、学術国際部に対して積極的に助言・支援をする姿勢があれば、本学として本提案制度の実施要綱の改正等に気がついた可能性があると考えられる。

3. 執行部関係者について

(1) A 学長について

A 学長は、令和元年度の本提案制度に一研究者として採択され、BPSD を実施した経験を有し、責任者はあくまで提案者である研究者個人であり、大学は推薦だけを行うと理解していた。令和4年度の本件提案者の呼びかけにあたっては、BPSD のときの経験か

ら、本人に対してアドバイスを 행っていたが、本件提案者が、学長からのアドバイスを指示として認識するのは当然なことであり、伝え方等についてもっと注意を払う必要があったと考えられる。

また、A 学長は、令和4年度に本提案制度の実施要綱が改正されて提案者による呼びかけが禁止となったことについては把握しておらず、「関係者への情報共有は「公表」に当たらないと誤認していた。自身も含めて本学の職員は東京都が都民投票を行う趣旨をしっかりと理解することが必要であった、表層的な法令遵守を超えた高いコンプライアンス意識が欠如していた。」と述べている。

(2) 関係理事等について

○B 理事について

B 理事は、東京都からのメールは把握していたが、令和4年度に本提案制度の実施要綱が改正されて提案者による呼びかけが禁止となったことについては把握しておらず、関係者への情報共有は「公表」に当たらないと誤認していた。

○C 理事について

C 理事は、東京都からのメールは把握していたが、令和4年度に本提案制度の実施要綱が改正されて提案者による呼びかけが禁止となったことについては把握しておらず、関係者への情報共有は「公表」に当たらないと誤認していた。また、担当ではないため、本提案制度の実施要綱について、具体的な確認等は行っていなかった。

IV. 責任の所在と評価

本提案制度の実施要綱に違反する行為を行なった職員、それに関与した役職員に対しては、確認された事実等に基づき、今後、本学の諸規則に則り、公正かつ適切な対応を進めることが必要である。

1. 本件提案者について

- ① 令和4年度から本提案制度の実施要綱において、「提案者は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案者であることを公表することはできない。投票対象事業の提案者は、投票者に対し、自らが提案した事業に投票するよう呼びかけることはできない。」との規定が追加されており、さらに、東京都からの「公表不可」のメール連絡も受け取っていた。しかしながら、本提案制度の実施要綱の追加規定を確認しておらず、「個人的な呼びかけ」は許容されとの判断の下で、当該判断の是非に係る都からの明確な回答を得ることなく、本件提案者が学内外の共同研究者・事業者に対して、都民投票に進む連絡に加えて、呼びかけ行為を行なったことは、令和4年度の本提案制度の実施要綱に違反する極めて不適切な対応であった。
- ② 本件提案者名による学内及び同窓会への呼びかけ行為については、学長と担当理事との相談のもとで進められており、組織的な了承を得たうえでの行動であったが、本件提案者及び本学担当者とも本提案制度の実施要綱に記載された禁止事項を十分に確認しておらず、①と同様に、令和4年度の本提案制度の実施要綱に違反する極めて不適切な対応であった。

2. 各部局の関係者について

本事案において、研究推進課 D 係長は、本件提案者からのメールによる依頼に基づき、「i-パワーエネルギー・システム研究センター センター長 《本件提案者氏名記載》」名義で、全教職員宛に投票依頼をしているが、この行為は令和4年度の本提案制度の実施要綱に明確に違反する極めて不適切な対応であった。本件提案者が A 学長及び B 理事等の確認を取るなどしていたことを認識していたにも関わらず、部や課として、本提案制度の実施要綱を確認せずに、同要綱に違反する行為を推進したことは極めて重く受け止める事案であり、再発防止の方策も含め、今後の対応を見直す必要がある。

なお、本提案制度について、職員に対して任意の形で投票の案内を行なったことや、課内や学内において、本学の事業を含め、都民投票を行う予定である旨の周知を行なった行為は、制度の趣旨に鑑みると適切ではないが、令和4年度の本提案制度の実施要綱の規定に反するまでとは言えないと考える。

3. 執行部関係者について

(1) A 学長について

本件提案者が投票に向けて呼びかけを行うにあたり、A 学長に相談した際、令和元年度に一研究者として応募し、本提案制度に採択され、事業を実施したときの自身の経験から、令和4年度時点においても、関係者への情報共有は「公表」に当たらないと誤認し、了承していた。また、最新の本提案制度の実施要綱等を確認することを指示せずに、本件提案者による呼びかけ行為を承認しており、管理監督責任を負う必要がある。

A 学長が、草の根的な活動として個人的に親しい者宛てに9通の呼びかけメールを送付したことや学内の賛同者に個人的に推奨していたことは、当時の規定に反するとまでは言えないものの、制度の趣旨に鑑みると適切ではないと考えられる。なお、A 学長は、自身も含めて本学の職員は表層的な法令順守意識を超えた高いコンプライアンス意識が欠如していた、東京都が都民投票を行う趣旨をしっかりと理解することが必要であったと述べている。

草の根的な活動を意図として行うにしても、組織の長が、事業の趣旨と背景を正しく認識していれば、より適切な行動を選択できた可能性が高い。また、大学には、社会の模範となる行動が求められ、その信頼に応えることが強く期待されている。

役員としての職責等に鑑みれば、本件提案者と同等以上の責任があると考えられる。

(2) 関係理事等について

○B 理事について

担当理事として、事業の趣旨と背景を正しく認識していれば、担当課である研究推進課の職員を始め関係職員は、本事業へ適切な行動を取ることができた可能性が高い。また、大学には、社会の模範となる行動が求められ、その信頼に応えることが強く期待されている。

また、本件提案者が投票に向けて呼びかけを行うにあたり了承しており、役員としての職責等に鑑みれば、本件提案者と同等以上の責任があると考えられる。

なお、B 理事が、部下や学内関係者に対し、職員のほか外部の者2名へ呼びかけの案内を行うよう依頼等していたことは、当時の規定に反するとまでは言えないものの、制度の趣旨に鑑みると適切ではないと考える。

○C 理事について

本提案制度について、関係者に対して任意の形で投票の案内を行った行為は、制度の趣旨に鑑みると適切ではないが、令和4年度の本提案制度の実施要綱の規定に反するまでとは言えないと考える。

4. その他

令和4年度に採択された本件事業の今後の取り扱いについては、本学の予算で実施することも含め、本調査報告書等を踏まえての東京都の判断に対して適切に対応していく必要がある。

なお、本提案制度の実施要綱は令和7年度にも改正され、現在は「現に提案者が所属する大学に属する者は、投票期間が終了するまでの間において、当該大学の提案であることや提案者を公表することはできない。投票対象事業の提案者及び現に提案者が所属する大学に所属する者は当該投票対象事業について、投票者に投票を呼びかけることや、第三者に投票の呼びかけを依頼することはできない。」と規定されている。

V. 調査を通じて考える再発防止の在り方

(1) 今回の事例等を踏まえたコンプライアンス教育及び啓発活動の更なる強化

本件のような制度理解の不足や認識の甘さが招いた事例を踏まえ、全学的なコンプライアンス教育及び啓発活動の抜本的な強化が必要である。特に、具体的な事例を用いた研修やケーススタディを通じて、制度の趣旨、行動の適否、組織的責任の在り方等について、研究者及び関係職員の理解を深める機会を定期的に設けることが不可欠である。

これにより、倫理観とガバナンス意識を学内全体に浸透させ、同様の事案の再発防止につなげていく必要がある。

また、本学コンプライアンス規程を見直し、部局ごとのコンプライアンス責任者任命やコンプライアンス推進に係る取組・対策等を審議する会議体の設置を新たに盛り込むなど、適時の情報把握や迅速な課題・問題への対処が可能な仕組・制度の導入を検討する。

(2) 事務の組織力の向上と縦割りの打破

学問分野を超えた教育研究の展開、それに応じたカリキュラムの編成、大規模な産学連携の推進など大学運営が高度化する中で、職員は単に指示された事務を処理するのみならず、積極的に企画・立案していく必要があり、上記のコンプライアンス教育に加えて、大学職員に必要な能力を身に付け、向上させるための取組(SD(Staff Development))を積極的に推進する必要がある。

また、個々人の担当者に仕事を任せきりにするのではなく、組織として対応していくこと、特に、複数の部局がまたがるような案件についても主担当部局は積極的にリーダーシップを取り、他部局は必要な支援を積極的に行い、縦割りを打破するようなことが必要である。今回問題になった全教職員宛メールの配信等についても、学内ルールを設けるなど、組織的に管理できる仕組の構築が不可欠である。

そのため、先進的な取組を行っている大学等と積極的に人事交流を行うことや、事務組織を統括するような役職や会議体を設けることを検討する必要がある。

(3) 研究事業の応募に係る支援・チェック体制の強化

研究者が公的事業への応募を行う際には、事業制度の趣旨や規定の正確な理解と、記載内容の適正性を確保することが不可欠である。そのため、関係部署による制度の要点や注意事項の事前説明を徹底するとともに、応募前の段階で経費や契約、連携先の属性(民間企業・外国機関等)等を含む申請内容について、複数人による確認と助言が受けられる支援・チェック体制を構築することが急務である。その際には、人員の強化も含めて検討する必要がある。

また、過去の運用事例を踏まえた申請時の留意事項や判断基準を整理・文書化し、学内ガイドラインとして周知することで、研究インテグリティや制度理解の促進を図り、不適切な申請の防止につなげる。

(4) 研究環境の改善

研究者が制度遵守及び申請内容に対する組織的責任を適切に理解し、実践できる環境を整えることが求められる。具体的には、学内の意思決定や助言が関係する事項については、その指示内容を文書化するルールを徹底し、口頭による認識の齟齬や誤解を防止する必要がある。

加えて、申請事務の負担軽減を目的とした支援体制の充実を進めることで、研究活動と申請実務とのバランスをとりつつ、制度理解や申請精度の向上を図ることが期待される。

以上

■大学研究者による事業提案制度実施要綱の改定の経緯

年度	投票に関する実施要綱の規定
R1	記載なし
R2	同上
R3	同上
R4	新たに規定が追加された 7 投票 (4)提案者であることの公表及び投票の呼びかけ ア <u>提案者は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案者であることを公表することはできない。</u> イ <u>投票対象事業の提案者は、投票者に対し、自らが提案した事業に投票するよう呼びかけることはできない。</u>
R5	同上
R6	同上
R7	規則改定 7 投票 (4)提案者であることの公表及び投票の呼びかけ ア 提案者は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案者であることを公表することはできない。 イ <u>現に提案者が所属する大学に所属する者は、投票期間が終了するまでの間において、当該大学の提案であることや提案者を公表することはできない。</u> ウ <u>投票対象事業の提案者及び現に提案者が所属する大学に所属する者は当該投票対象事業について、投票者に投票を呼びかけることや、第三者に投票の呼びかけを依頼することはできない。</u>